

○静岡市における建築物に附置する駐車施設に関する条例施行規則

平成15年4月1日

規則第225号

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市における建築物に附置する駐車施設に関する条例(平成15年静岡市条例第236号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(特殊の装置)

第2条 条例第8条第3項に規定する特殊の装置を用いる駐車施設で自動車が安全に駐車し、かつ、出入りすることができること市長が認めるものは、駐車場法施行令(昭和32年政令第340号)第15条の規定により国土交通大臣が認定した特殊の装置を用いた駐車施設とする。

(駐車施設設置届出書等)

第3条 条例第10条前段の規定による駐車施設の設置に係る届出は、駐車施設設置届出書に駐車施設調書及び別表に掲げる書類を添付して行うものとする。

2 条例第10条後段の規定による届出事項の変更の届出は、駐車施設変更届出書に駐車施設調書及び別表に掲げる書類のうち市長が必要があると認める書類を添付して行うものとする。

3 市長は、前2項の規定による届出があった場合は、速やかに届出事項について確認し、適正と認めるときは、駐車施設設置(変更)届確認書を届け出た者に交付するものとする。

(書類の様式)

第4条 次の各号に掲げる書類の様式は、当該各号に定めるところによる。

(1) 前条第1項に規定する駐車施設設置届出書及び同条第2項に規定する駐車施設変更届出書 様式第1号

(2) 前条第1項及び第2項に規定する駐車施設調書 様式第2号

(3) 前条第3項に規定する駐車施設設置(変更)届確認書 様式第3号

(4) 条例第13条第2項に規定する職員の身分を示す証明書 様式第4号

(5) 条例第14条第2項に規定する措置命令書 様式第5号

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の静岡市における建築物に附置する駐車施設に関する条例施行規則(平成4年静岡市規則第48号)又は清水市における建築物に附置する駐車施設に関する条例施行規則(昭和56年清水市規則第6号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年3月31日規則第80号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

区分	書類	明示すべき事項
駐車施設	付近見取図	方位、道路目標となる物件及び位置並びに条例第4条、第5条又は第6条に規定する建築物との距離
	配置図	縮尺、方位、位置、規模、駐車施設内外の自動車の通路及び幅員並びに敷地が接する道路の位置及び幅員
	各階平面図	縮尺、方位、間取り及び規模並びに駐車施設内外の道路及び幅員
条例第4条、第5条又は第6条の規定に該当する建築物	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線及び敷地内における建築物の位置並びに敷地が接する道路の位置及び幅員
	各階平面図	縮尺、方位、間取り及び客室の用途

様式第1号(第4条関係)

駐 車 施 設 設 置 変 更 届 出 書

年 月 日

静岡市長 様

住所
届出者 氏名

次のとおり駐車施設を設置(変更)するので、静岡市における建築物に附置する駐車施設に関する条例施行規則第3条第1項(第2項)の規定に基づき、届け出ます。

駐 車 施 設	1 設 置 場 所	静岡市					
	2 権 利 関 係	所有 賃借 その他()					
	3 使用承 諾 者	住 所					
		氏 名					
	4 規 模		2.3×5.0	2.5×6.0	3.5×6.0	特殊装置	計
建築物内		台	台	台	台	台	
建築物外		台	台	台	台	台	
計		台	台	台	台	台	
5	条例第9条の特例 を適用する理由						
条 例 第 4 条 第 5 条 第 6 条	6 所 在 地	静岡市					
	7 適用地域・地区	商業地域		近隣商業地域		周辺地区	
	8 規 模	特定用途部分	その他の部分		合 計		
		m ²	m ²		m ²		
該 当 建 築 物	9 設 置 (変 更) の 理 由						
※ 建 築 物	確 認 申 請 受 付	年 月 日 第 号			※工事完了年月日		
	確 認	年 月 日 第 号					
※ 受 付							

(注)

- 1 設置者が法人のときは、事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記入してください。
- 2 当該条文に該当するものを○で囲んでください。
- 3 ※の欄は、記入しないでください。
- 4 使用承諾者氏名欄には、使用承諾者が署名し、又は記名押印してください。ただし、使用承諾者が法人の場合は、記名押印してください。

様式第2号(第4条関係)

駐 車 施 設 調 書

1 建築主住所氏名連絡先						
2 駐車施設所在地						
3 設計者住所氏名連絡先						
4 施行者住所氏名連絡先						
5 主要用途					6 階数	
		申請部分	申請以外の部分	合計		
7 敷地面積		m ²	m ²	m ²		
8 建築面積		m ²	m ²	m ²		
9 延べ面積		m ²	m ²	m ²		
10 工事別	新築	11 条例該当条文	第4条 第5条 第6条	12 地区		
	増築 用途変更					
		階	階	階	階	合計
13 駐車規模	駐車する部分の面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	車路の面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	その他部分の面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	合計	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	駐車台数	台	台	台	台	台
14 昇降方法		傾斜路方式		機械方式		併用方式
※ 条例による (第4条・第5条・第6条) 駐車台数の計算				※ 附置台数	2.3×5.0	台
					2.5×6.0	台
					3.5×6.0	台
備考						

(注)

- 1 設置者が法人のときは、事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記入してください。
- 2 当該条文に該当するものを○で囲んでください。
- 3 ※の欄は、記入しないでください。

様式第3号(第4条関係)

駐車施設設置(変更)届確認書

第 号
年 月 日

設置者

様

静岡市長 氏 名 印

駐車施設設置(変更)届の確認について

静岡市における建築物に附置する駐車施設に関する条例及び静岡市における建築物に附置する駐車施設に関する条例施行規則の規定により届出のあった標記の件について、その内容が静岡市における建築物に附置する駐車施設に関する条例及び静岡市における建築物に附置する駐車施設に関する条例施行規則の規定に従うものであることを確認します。

- 1 建築物所在地 静岡市
- 2 駐車場所在地 静岡市
- 3 建 物 用 途
- 4 附 置 台 数 台
- 5 設 置 台 数 台

様式第4号(第4条関係)

(表)

写 真	契印	身 分 証 明 書			No.
		職名	氏名		
		年 月 日	生		
上記の者は、静岡市における建築物に附置する駐車施設に関する条例第13条第1項の規定により、駐車施設に立ち入って検査する職権を有する者であることを証明する。					
年 月 日					
				静岡市長 氏 名 印	

9センチメートル

6センチメートル

(裏)

- 1 この証は、静岡市における建築物に附置する駐車施設に関する条例第13条第1項の規定に基づき建築物又は駐車施設に立入検査する場合には、必ず携帯しなければならない。
- 2 この証は、関係人の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。
- 3 この証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 この証を紛失したときは、直ちにその旨を届け出なければならない。

様式第 5 号(第 4 条関係)

静岡市指令()第 号

住 所(所在地)

氏 名 (名称及び
代表者氏名)

措 置 命 令 書

- 1 建築物の所在地
- 2 建築物の用途及び規模

上記の建築物は、静岡市における建築物に附置する駐車施設に関する条例第 条の規定に違反しているので、同条例第 14 条第 1 項の規定により次のとおり措置を命ずる。

年 月 日

静岡市長 氏 名 印

記

- 1 措置
- 2 理由

(教示)行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示を記載すること。